

UNNAN

住まいに関する 制度のしおり

補助制度などをご利用の際は、
必ず担当課へご相談ください。

予算に達し次第、
受付を終了する場合があります。



住まいに関する制度のしおりは
雲南市にお住まいの方、これから
雲南市へ移住を考えている方に
向けて本市の住まいに関する
制度などをご紹介します。

令和
8
年度

目次

| | | |
|----|------------------------------|---------|
| 1 | 子育て世帯定住宅地購入補助金 | P.1 |
| 2 | UIターン就業者住まい応援金(民間賃貸住宅家賃助成事業) | P.2 |
| 3 | 新婚世帯住まい応援金(民間賃貸住宅家賃助成事業) | P.3 |
| 4 | うんなん子育て世帯応援リフォーム事業補助金 | P.4 |
| 5 | 雲南市木材利用促進事業費補助金 | P.5 |
| 6 | 太陽光発電設備等導入促進事業 | P.6 |
| 7 | 住宅の耐震改修支援 | P.7 |
| 8 | 土砂災害の危険がある区域の住宅補強支援 | P.8 |
| 9 | 土砂災害の危険がある区域からの移転支援 | P.9 |
| 10 | ブロック塀の除却または建替え支援 | P.10 |
| 11 | 公共浄化槽等整備推進事業 | P.11 |
| 12 | 介護保険による居宅介護住宅改修 | P.12 |
| 13 | 障害福祉サービスによる住宅改修 | P.13 |
| 14 | 雲南市危険空き家除却事業補助金 | P.14 |
| 15 | 住宅の除却に係る住宅用地の固定資産税減免制度 | P.15～16 |
| 16 | 空き家バンク登録のご案内 | p.17 |
| 17 | 雲南不動産協力会加盟業者一覧 | P.18 |
| 18 | 空き家片付け補助金 | P.19 |
| 19 | 空き家情報マッチング制度のご案内 | P.20 |
| 20 | 国・県の住宅関連支援 | P.21 |

R8年度 子育て世帯定住宅地購入補助金



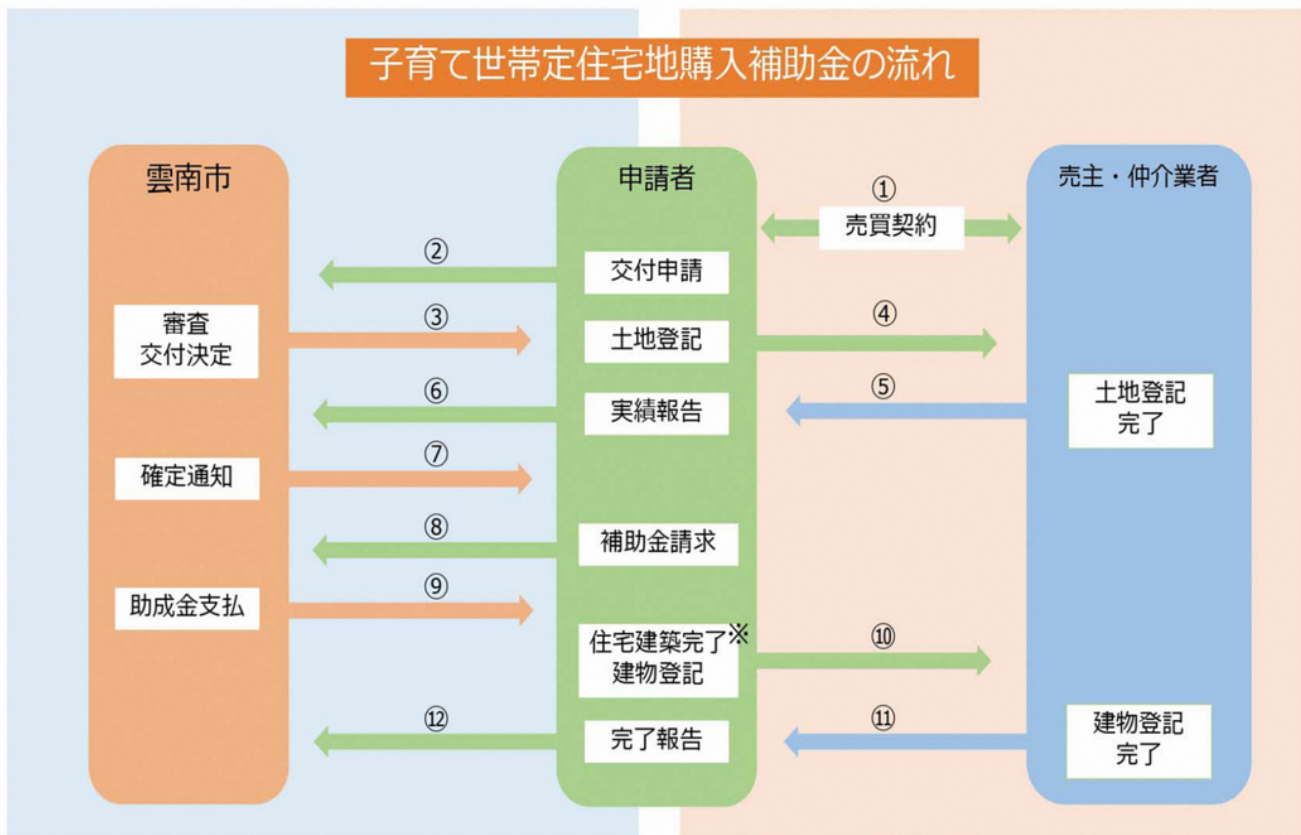
子育て世帯が住宅を取得することを目的に、民間売買により宅地を購入する場合、購入費に対し補助を行います。

| | |
|------|-------------------------------------|
| 対象者 | 民間住宅地を購入する子育て世帯 ^{※1} |
| 対象経費 | 民間住宅地購入に要する経費 |
| 補助金額 | 上限100万円（対象経費の10分の1以内） ^{※2} |
| 備考 | 登記（所有権移転）が完了していない土地に限る |

※1 子育て世帯の条件：事業を実施する年度の4月1日において、次のいずれかに該当する世帯

- ①夫婦の年齢若しくは夫婦いずれか一方の年齢が40歳未満である者の世帯
- ②年齢が16歳未満の子どもがいる世帯（中学生以下）

※2 申込みの受付は先着順とし、期間内であっても年間予算枠に到達した時点で受付を終了します。



※住宅建築完了...宅地購入後、2年以内に住宅を新築または購入すること

【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1014
Fax : 0854-40-1029
Mail : unnangurashi@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R8年度 UIターン就業者住まい応援金 (民間賃貸住宅家賃助成事業)

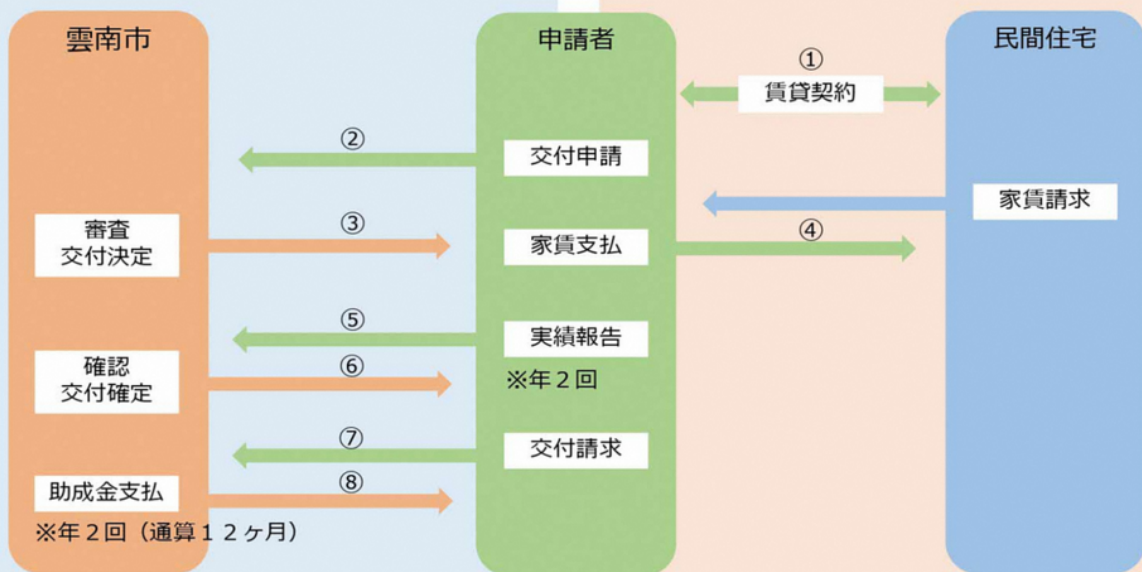


市内事業所へ通勤している（新規就職含む）市外在住の方が、新たに市内へ転入し民間住宅に入居する場合に、家賃の一部を助成します。

| | |
|------------------|--|
| 対象者 | <p>新たに民間賃貸住宅入居する以下のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 市内事業所へ通勤している市外在住者</p> <p>(2) 新たに市内事業所へ就職する市外在住者</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●正職員の方（パート・契約社員、公務員等は除く） ●住宅契約後（入居）3ヶ月以内かつ住民票異動後（転入）3ヶ月以内に申請された方 ●原則3年間は雲南市内に居住する予定の方 ●転勤による転入、公営住宅への入居は対象外 ●過去に雲南市に居住していた場合、転出後1年以上経過していること。 |
| 対象経費 | 民間賃貸住宅への居住に要する家賃（共益費、駐車場代等除く） |
| 補助金額 | 上限2万円/月 子育て世帯 ^{*1} は上限3万円/月 (対象家賃の2分の1以内) (対象期間 最大12ヶ月) ^{*2} |
| 備考 ^{*3} | 対象家賃は、勤務する事業所からの住宅手当や家賃の割引を除いた額 |

※1 子育て世帯とは、夫婦もしくは夫婦のいずれか一方が40歳までの世帯又は15歳までの子ども(中学生以下)がいる世帯
 ※2 申込みの受付は先着順とし、期間内であっても年間予算枠に到達した時点で受付を終了します。
 ※3 上記の他に補助金交付のための条件あり。

民間賃貸住宅家賃助成事業の流れ



【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1014
 Fax : 0854-40-1029
 Mail : unnangurashi@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R8年度 新婚世帯住まい応援金 (民間賃貸住宅家賃助成事業)



新婚世帯が、市内の民間賃貸住宅で新生活を始められる場合に、家賃の一部を助成します。

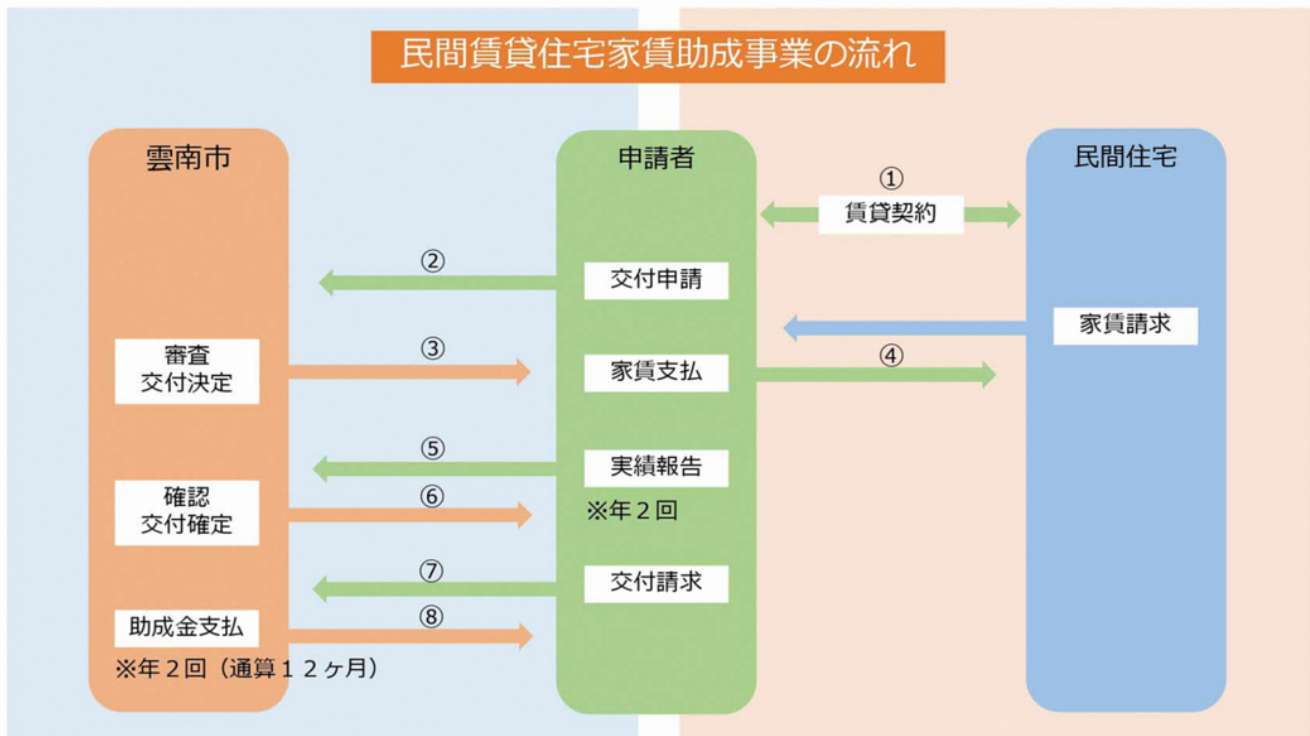
| | |
|------------------|--|
| 対象者 | 婚姻（再婚を含む。）の日から1年以内の新婚者 【注意事項】 ●雲南市在住の方 ●原則3年間は雲南市内に居住する予定の方 ●公営住宅への入居は対象外 ●公務員や地方独立行政法人の職員は対象外 |
| 対象経費 | 民間賃貸住宅への居住に要する家賃（共益費、駐車場代等除く） |
| 補助金額 | 上限2万円/月 子育て世帯 ^{※1} は上限3万円/月 (対象家賃の2分の1以内) (対象期間 最大12ヶ月) ^{※2} |
| 備考 ^{※3} | 対象家賃は、勤務する事業所からの住宅手当や家賃の割引を除いた額 |

※1 子育て世帯とは、夫婦もしくは夫婦のいずれか一方が40歳までの世帯又は15歳までの子ども(中学生以下)がいる世帯

※2 申込みの受付は先着順とし、期間内であっても年間予算枠に到達した時点で受付を終了します。

※3 上記の他に補助金交付のための条件あり。

民間賃貸住宅家賃助成事業の流れ



【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1014

Fax : 0854-40-1029

Mail : unnangurashi@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R 8 年度 うなんん子育て世帯応援リフォーム事業補助金



子育て世帯^{*1}等が所有する個人住宅等をリフォームする場合に、
リフォームに要する費用の一部を助成します。

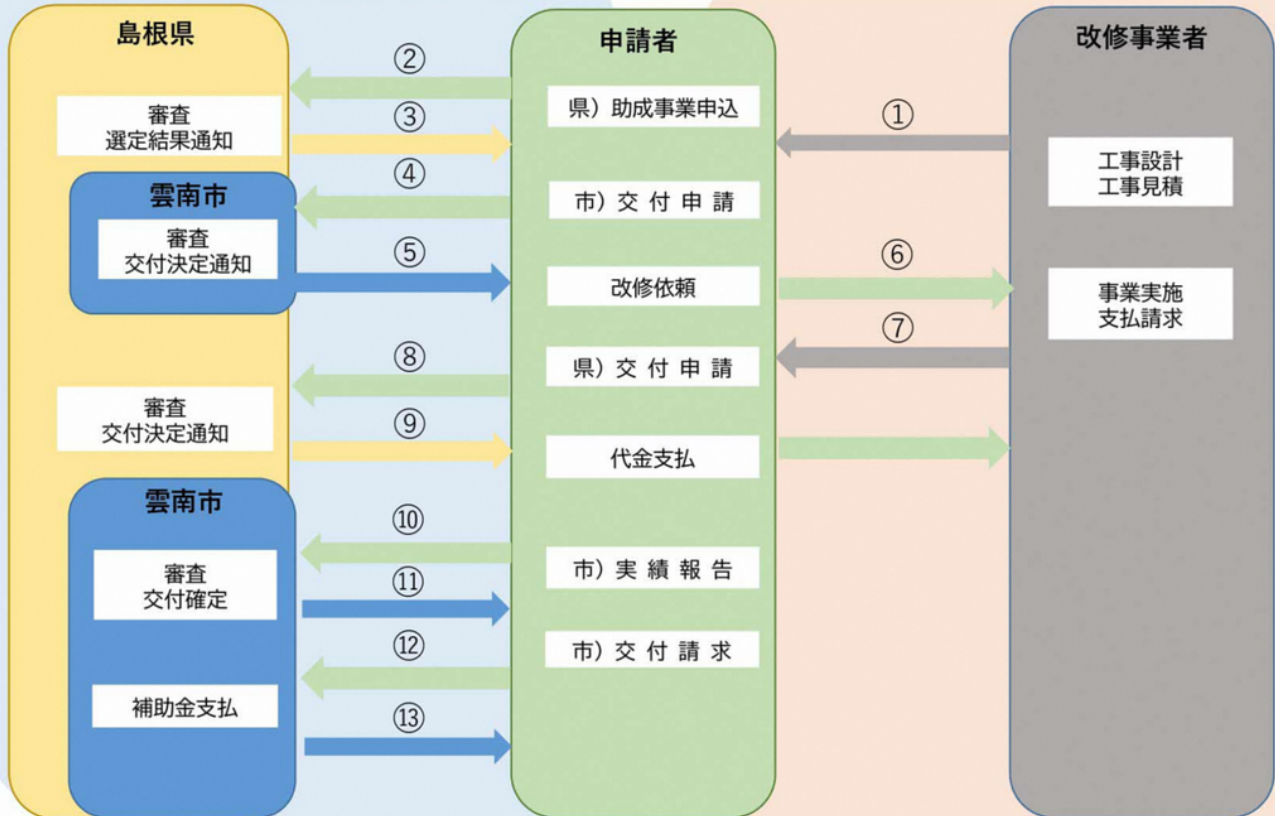
| | |
|------|---|
| 対象者 | 以下の全ての要件 ^{*2} を満たす方 (1) 県の「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の採択を受けている方 ^{*3} (2) 市に住民登録をしている方または予定している方 (3) 今後5年以上定住する見込みのある方 |
| 対象経費 | 子育てし易い環境をつくるために行う改修に要する経費（消費税を除く） |
| 補助金額 | 上限30万円（県制度への上乗せ） ^{*4} （対象経費の3分の1以内） |
| 備考 | 改修を行う業者は、市内に事務所、事業所を有する法人、個人事業所に限る |

- ※1 子育て世帯の要件は、子育て世帯：18歳未満の子ども（若しくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子ども）がいる世帯または妊娠中の方がいる世帯
- ※2 その他にもいくつかの要件を満たす必要があります。
- ※3 県事業の詳細については、県の「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の補助制度をご参照ください。
- ※4 申込みの受付は先着順とし、期間内であっても年間予算枠に到達した時点で受付を終了します。



しまね長寿・子育て
安心住宅リフォーム助成事業

うなんん子育て世帯応援リフォーム事業補助金の手続きの流れ



【お問合せ先】

政策企画部 うなんん暮らし推進課
島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1014
Fax : 0854-40-1029
Mail : unnangurashi@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R 8 年度 雲南市木材利用促進事業費補助金



市産木材を利用した住宅・非住宅建築物等の施工に対し、市産木材の使用量に応じて補助します。

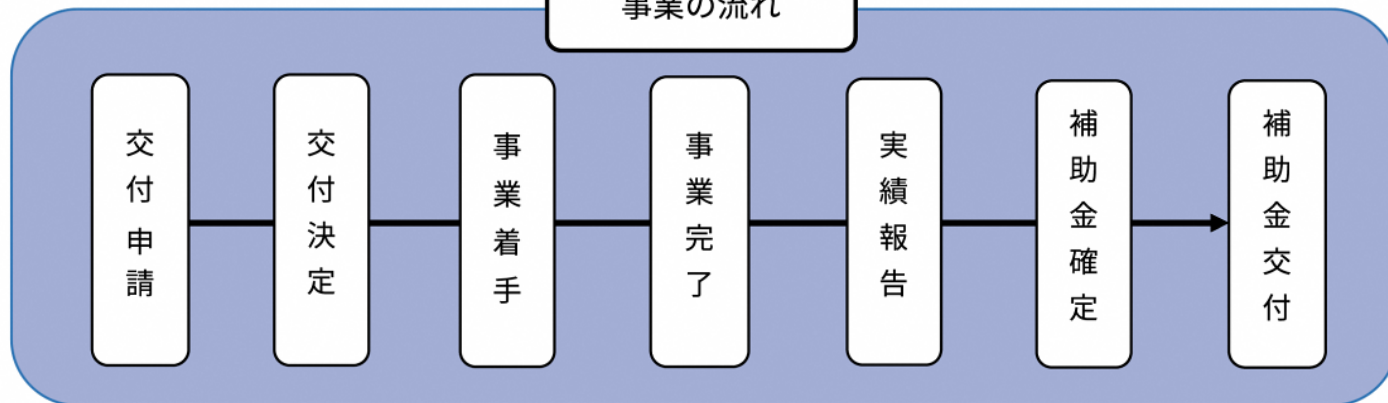
| | |
|---------------------|--|
| <p>対象者 主な要件</p> | <p>○雲南市に住民登録を有する方（施主） ※市外在住者の場合、住宅新築に伴い工事完了後6月以内に雲南市に住民登録される場合は対象となります。</p> <p>○雲南市内に事務所又は事業所を有する事業者（施主） ※市外事業者の場合、雲南市内に事務所等を建築する場合は対象となります。</p> |
| <p>対象建築物等</p> | <p>○雲南市内に施工する建築物等で、以下の条件を満たすものが対象となります。（ただし、政治活動、宗教活動を目的としたものを除きます）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新築、改築、増築、修繕、内外装木質化、外構木質化の施工に対し、<u>県産木材_{※1}</u>を50%以上使用し、そのうち<u>市産木材_{※2}</u>を20%以上使用するもの。（県産木材及び市産木材であることが証明できること） 2. 建築物等に使用する木材について、クリーンウッド法に基づく合法性の確認がなされていること。 3. 市が行う木材利用及び脱炭素化の広報活動に協力できること。 |
| <p>補助金額</p> | <p>○市産木材の使用量に応じて、次の基準により補助金を算定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>建築材（構造材・下地材・造作材）：1m³（立法メートル）当たり3万円（上限60万円）</u> 2. <u>内外装材・外構材：見付面積1m²（平方メートル）当たり3千円（上限15万円）</u> <p>※両方の条件を満たす場合上限75万円</p> |
| <p>備考</p> | <p>・事業着手前に交付申請、事業完了後に実績報告が必要です。</p> |

※1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」をいいます。

※2) 「市産木材」とは、次の木材をいいます。

- ①雲南市内の山林で生産された原木を製材加工した木材
- ②島根県内の山林で生産された原木を雲南市内において製材加工した木材

事業の流れ



【お問合せ先】

農林振興部 林業振興課

島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1056

Fax : 0854-40-1059

Mail : ringyoushinkou@city.unnan.shimane.jp



HPIはこちら

R 8 年度 太陽光発電設備等導入促進事業

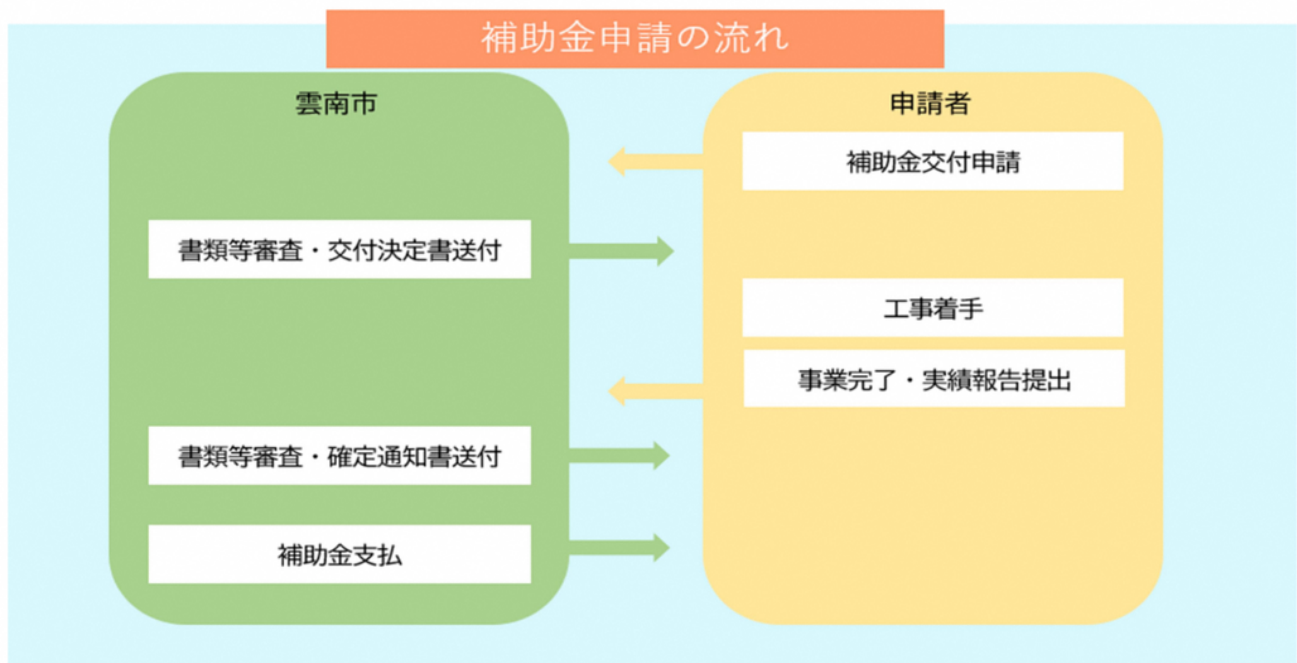
再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅用の太陽光発電設備または蓄電池設備を設置する方に対して、設置費の一部を補助します。

| | |
|------------|--|
| 対象者 ※1 | <ul style="list-style-type: none"> ・雲南市内の住居に居住している個人 ・実績報告提出時までに雲南市へ居住を予定している個人 |
| 対象経費 ※2 | 住宅に太陽光発電設備または蓄電池設置にかかる経費 |
| 補助金額 ※3 | <p>【太陽光発電設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南市内事業者施工で設置する場合... 30,000円/kw (補助上限4kw) ・島根県内事業者施工で設置する場合... 25,000円/kw (補助上限4kw) <p>【蓄電池設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲南市内事業者施工で設置する場合... 設置費用に対して上限100,000円 ・島根県内事業者施工で設置する場合... 設置費用に対して上限50,000円 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・中古品及びリース機器は対象外。 ・太陽光発電設備等設置済の建売住宅購入については対象外。 ・交付決定前の事前着工は対象外。 |

※1) 申請時点、申請者において市税等の滞納が無いことが条件になります。

※2) 設置時に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定（FIT認定）を取得し、低圧配電線と逆潮流有りで連系等している太陽光発電システムであり、蓄電池はそれに電力系統を繋ぐものであることとします。また、太陽光発電設備は太陽電池の公称最大出力合計値またはパワコンの定格出力合計値のいずれかが10kw未満であることが条件になります。

※3) 申し込みは先着順です。予算が上限に到達次第終了します。



【お問合せ先】

市民環境部 環境政策課

島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1033

Fax : 0854-40-1039

Mail : kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R 8 年度 住宅の耐震改修支援

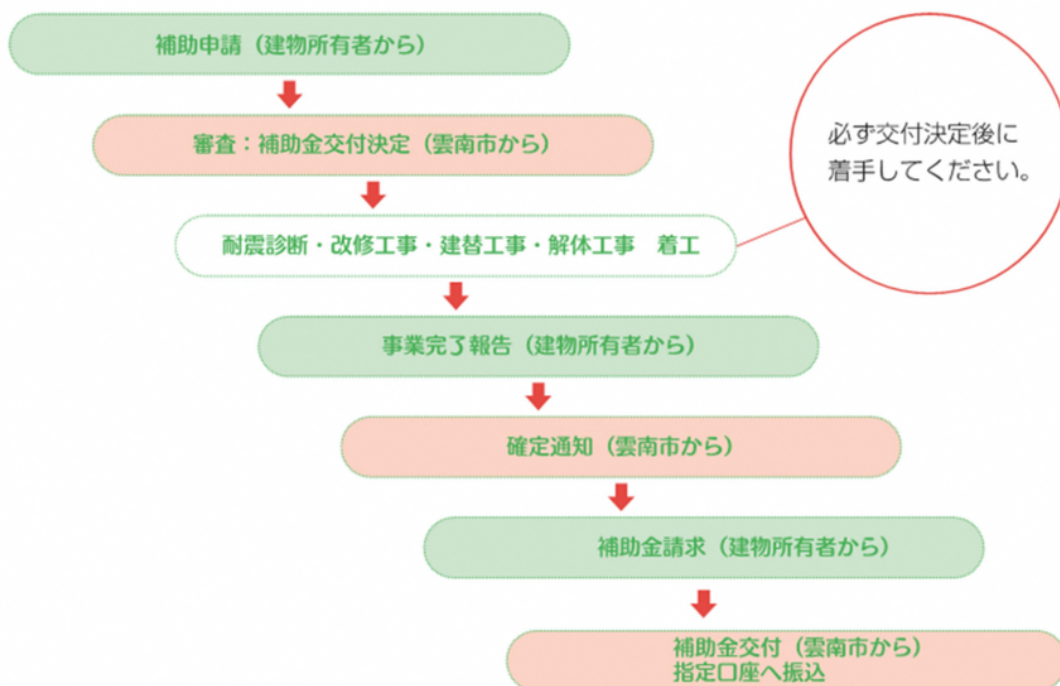
住宅の所有者が、地震への安全性向上を目的として耐震改修する場合に補助を行います。

| | |
|------|--|
| 対象者 | 補助対象住宅 ^{※1} の所有者 |
| 対象経費 | 耐震改修に要する経費（診断・改修・建替え・解体） |
| 補助金額 | ①耐震診断：診断費の90%以内（上限6万円） ②耐震改修：改修費の80%以内（上限115万円） ③建替え：新築工事費の80%以内（上限115万円） ④解体工事：解体費の23%以内（上限40万円） |
| 備考 | 耐震診断は島根県に登録されている木造住宅耐震診断士が行うものを対象とする 工事は市内に本社を有する法人または個人事業主が行うものを対象とする |

- ※1
- ・市内にある2階建て以下の木造一戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅または共同住宅で、現に居住しているまたはこれから居住しようとする住宅
 - ・昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅

◆ 申請の流れ

おおまかな申請の流れは、下記ようになります。



【お問合せ先】

建設部 建築住宅課

島根県雲南市木次町里方521-1

Tel：0854-40-1065

Fax：0854-40-1069

Mail：kenchikushidou@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

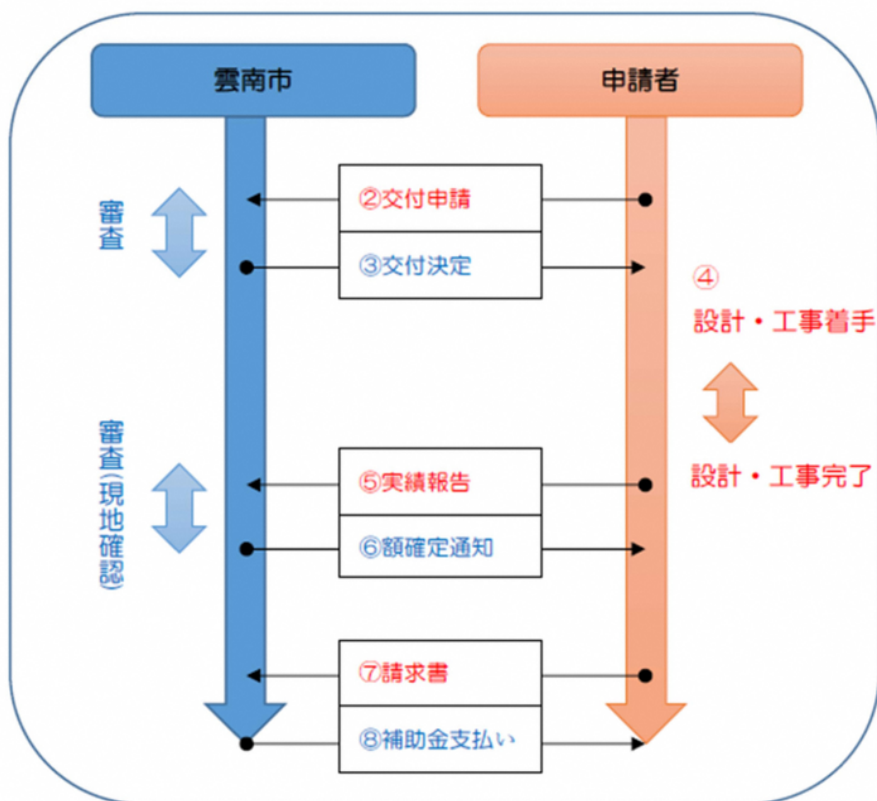
R 8年度 土砂災害の危険がある区域の住宅補強支援

土砂災害に対して住宅を安全な構造に補強する場合に補助を行います。

| | |
|------|--|
| 対象者 | 補助対象住宅 ^{※1} の所有者 |
| 対象経費 | 土砂災害に対して安全と認められる構造への補強に要する経費 (設計・補強工事・解体) |
| 補助金額 | 対象経費の23%以内 ①補強工事の設計費：上限10万円 ②補強工事費：上限110万円 ③解体費 ^{※2} ：上限50万円 |
| 備考 | 前年度の10月末までに事前相談が必要 |

※1 ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の居住されている住宅
・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定される前に建築され、土砂災害に対して安全ではない住宅

※2 ・除却のみの解体費は対象外



【お問合せ先】

建設部 建築住宅課

鳥根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1065

Fax : 0854-40-1069

Mail : kenchikushidou@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R 8年度 土砂災害の危険がある区域からの移転支援

土砂災害の危険がある区域から安全な場所に移転する場合に補助を行います。

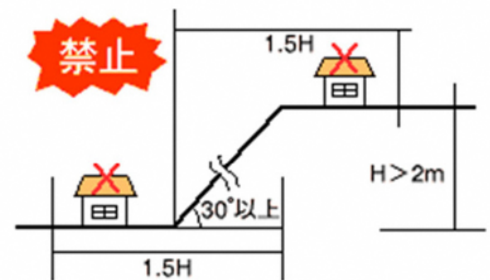
| | |
|------|--|
| 対象者 | 補助対象住宅 ^{※1} の所有者 |
| 対象経費 | 移転に要する経費（既存住宅の除却・引越し・移転先の住宅の建築や購入） |
| 補助金額 | ①既存住宅の解体費：上限97万5千円 ②引越し等にかかる費用：上限97万5千円 ※以下③～⑤は金融機関から融資を受けた場合の利息分のみが対象 ③住宅の建築・購入・改修費：上限465万円 ④土地購入費：上限206万円 ⑤敷地造成費：上限60万8千円 |
| 備考 | 前年度の10月末までに事前相談が必要 上記③～⑤は金融機関からの融資を受けない場合は対象外 |

- ※1 ・島根県がけ条例の建築制限区域内や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の居住されている住宅
 ・島根県がけ条例の建築制限区域内で、昭和35年以降に建築または増改築されていない住宅

○島根県がけ条例の建築制限とは...

島根県建築基準法施行条例第4条で建築が制限されている区域で、勾配が30度以上、高さが2メートルを超えるがけに近接して住宅を建築してはならない

- ・がけの上の場合…がけの下端から水平距離ががけの高さの1.5倍以内の場所
- ・がけの下の場合…がけの上端から水平距離ががけの高さの1.5倍以内の場所



【お問合せ先】

建設部 建築住宅課

島根県雲南市木次町里方521-1

Tel：0854-40-1065

Fax：0854-40-1069

Mail：kenchikushidou@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R 8年度 ブロック塀の除却または建替え支援

通学路に面したブロック塀の危険性を除去することを目的として、所有者等が除却または建替えをする場合に補助を行います。

| | |
|------|--|
| 対象者 | ブロック塀の所有者または管理者 |
| 対象経費 | 補助対象ブロック塀 ^{※1} の「除却」または「建替え」に要する経費 ※2 |
| 補助金額 | 「補助対象経費」又は「補助対象ブロック塀の長さにより1mあたり8万円を乗じて得た額」のいずれか低い額の2/3以内（上限26万4千円） |
| 備考 | 市内に本社を有する法人または個人事業主が施工する工事を対象とする |

- ※1
- ・市内にあって、国、地方公共団体等が所有する以外のもの
 - ・小中学校が指定する通学路（私道を除く）に面して設置されているもの
 - ・ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの
 - ・市が定める点検表により点検を行って、安全対策が必要と判断されたもの

- ※2
- ・「除却」の場合は補助対象ブロック塀の全て（基礎は除く）を除去すること
 - ・「建替え」の場合は、建替え後建築基準法の規定に適合し、地震に対して安全な構造であること

STEP1

①点検

- ・市が定める点検表により点検を行ってください。
- ・補強コンクリートブロック造（鉄筋のあるブロック造）の場合は「点検表①」、組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の場合は「点検表②」をお使いください。

②事前相談

- ・築造年等を踏まえて補助対象になるかを確認するためにお問い合わせ先へご相談ください。

STEP2

③交付申請

- ・「手続きに必要な書類」を添付し、交付申請書を提出してください。

④補助金の交付決定

- ・市から交付決定通知書をお送りします。
- ・必ず交付決定通知書が届いた後に工事を着手してください。（工事着手後に申請された場合は対象外です。）

STEP3

⑤工事の着手・完了

- ・工事の変更や中止をする場合は、ご相談ください。

⑥実績報告

- ・工事完了後、速やかに実績報告書及び「手続きに必要な書類」を提出してください。
- ・実績報告書の受付後、市の職員が現地確認を行います。

STEP4

⑦補助金の額の確定

- ・市から補助金確定通知書をお送りします。

⑧補助金の交付

- ・補助金確定通知書が届いた後、交付請求書を提出してください。
- ・交付請求書の受付後、1ヶ月程度で指定口座へ補助金を振り込みます。

【お問合せ先】

建設部 建築住宅課

島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1065

Fax : 0854-40-1069

Mail : kenchikushidou@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

令和8年度 公共浄化槽等整備推進事業

「集合処理区域」（公共下水道エリア、特定環境保全公共下水道エリア、農業集落排水エリア、簡易排水）以外にお住まいの方を対象として、雲南市が浄化槽を設置します。設置後は、集合処理区域の方と同様に下水道使用料をいただきながら雲南市が維持管理を行います。

| | |
|-------------|---|
| 対象者 主な要件 | 「集合処理区域」（公共下水道エリア、特定環境保全公共下水道エリア、農業集落排水エリア、簡易排水）以外にお住まいの方。 |
| 対象経費 | 本事業の対象となる工事は、浄化槽本体（ブロワ含む）と流入及び放流管の前後1メートルです。 |
| 受益者 分担金 | 5人槽：103,000円 7人槽：118,000円 10人槽：166,000円 専用住宅の延べ面積により浄化槽の人槽を決定します。 家族人数や水の使用量など使用実態を考慮して、人槽を変更する場合があります。 10人槽を超える場合の受益者分担金及び専用住宅以外の建築用途にかかる建物の人槽については、お問い合わせください。 |
| 備考 | 受付期間は毎年2月上旬から同年10月末日となります。 |

- ※1) 申し込みから工事完了までに3か月程度必要となります。
- ※2) 浄化槽本体工事以外の経費については、全額個人負担となります。
- ※3) 浄化槽の設置場所は建物から2m以上離れた場所で計画をお願いします。

○浄化槽設置までの流れ

①申請

上下水道局給排水課に「雲南市合併浄化槽設置申込書」、「閲覧交付申請書」を提出

※新築の場合、延床面積の分かる家屋図面を提出

②浄化槽設置予定箇所の確認（現地調査）

現況の調査、浄化槽設置における注意事項等の説明

③受益者分担金の納付

受領を確認しだい、工事発注

④工事発注、浄化槽設置

浄化槽設置工事の工期は2～3か月

⑤浄化槽使用開始

浄化槽の維持管理は雲南市が実施

◎詳細については雲南市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

【お問合せ先】

上下水道局 給排水課

島根県雲南市木次町下熊谷1107

Tel：0854-42-3471

Fax：0854-42-5129

Mail：kyuhaisui@city.unnan.shimane.jp



HPIはこちら

R8年度 介護保険による居宅介護住宅改修

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる一部を支給します。

| | |
|------|---|
| 対象者 | 要介護（支援）認定されている方 |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> ○手すりの取り付け ○段差の解消 ○滑りにくい床材・移動しやすい床材へ変更 ○開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去 ○和式から洋式への便器の取り替え ○その他これらの各工事に付帯して必要な工事 <p>※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。</p> |
| 補助金額 | 20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給します。 (費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円が自己負担額です。) |
| 備考 | 事前と事後に申請が必要です。 |

○相談

ケアマネジャーや雲南広域連合の窓口等に相談します。

○事前申請

工事を始める前に、雲南広域連合の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】支給申請書、住宅改修が必要な理由書、工事着工前の写真、工事費の見積書等

○雲南広域連合から着工の許可が下りてから着工します。

○工事・支払い

改修費用を事業所に一旦全額支払います。

○事後申請

雲南広域連合の窓口申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】改修後の写真、工事費の内訳書、領収書等

○払戻し

工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割を支給します。

【お問合せ先】

雲南広域連合介護保険課

島根県雲南市木次町里方1100-6

Tel : 0854-47-7342

Fax : 0854-47-7344

Mail : kaigo@unnan.jp



HPはこちら

R8年度 障がい福祉サービスによる住宅改修

在宅で生活する障がいのある方が、日常生活をより円滑に過ごす為に、住宅改修にかかる費用の一部を支給します。

| | |
|-------------|---|
| 対象者 主な要件 | <p>下肢、体幹機能障害を有する方、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する方であって障害等級3級以上の方</p> <p>※40歳以上で要介護等認定を受けることのできる方、65歳以上の方は対象となりません。(介護保険による住宅改修の対象となります)</p> |
| 対象経費 | <p>○手すりの取り付け ○段差の解消</p> <p>○滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更</p> <p>○開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去</p> <p>○和式から洋式への便器の取り替え</p> <p>○その他これらの各工事に付帯して必要な工事</p> <p>※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。</p> |
| 補助金額 | 上限20万円(原則1割負担) |
| 備考 | |

○申請

工事を始める前に、市役所又は総合センターの窓口に必要な書類を提出します。

【必要な申請書類等】住宅改修費給付申請書、工事着工前の写真、工事費見積書

↓

○給付決定

市役所から決定通知書、給付券を申請者へ送付します。

↓

○着工

↓

○完了

給付券に必要な事項を記載のうえ、施工業者へ提出します。

↓

○支払い

完了後の写真、給付券を提出し、施工業者へ対象工事費を支給します。

【お問合せ先】

健康福祉部 長寿障がい福祉課
島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1042

Fax : 0854-40-1049

Mail : choujyushougai@city.unnan.shimane.jp



障がい福祉
ハンドブック

「障がい福祉ハンドブック」は、雲南市内に住所のある障がいのある方やその家族の方が利用できる障がい者福祉に関する施策、制度、各種サービスおよび市内の福祉機関を紹介しています。



R 8 年度 雲南市危険空き家除却事業補助金

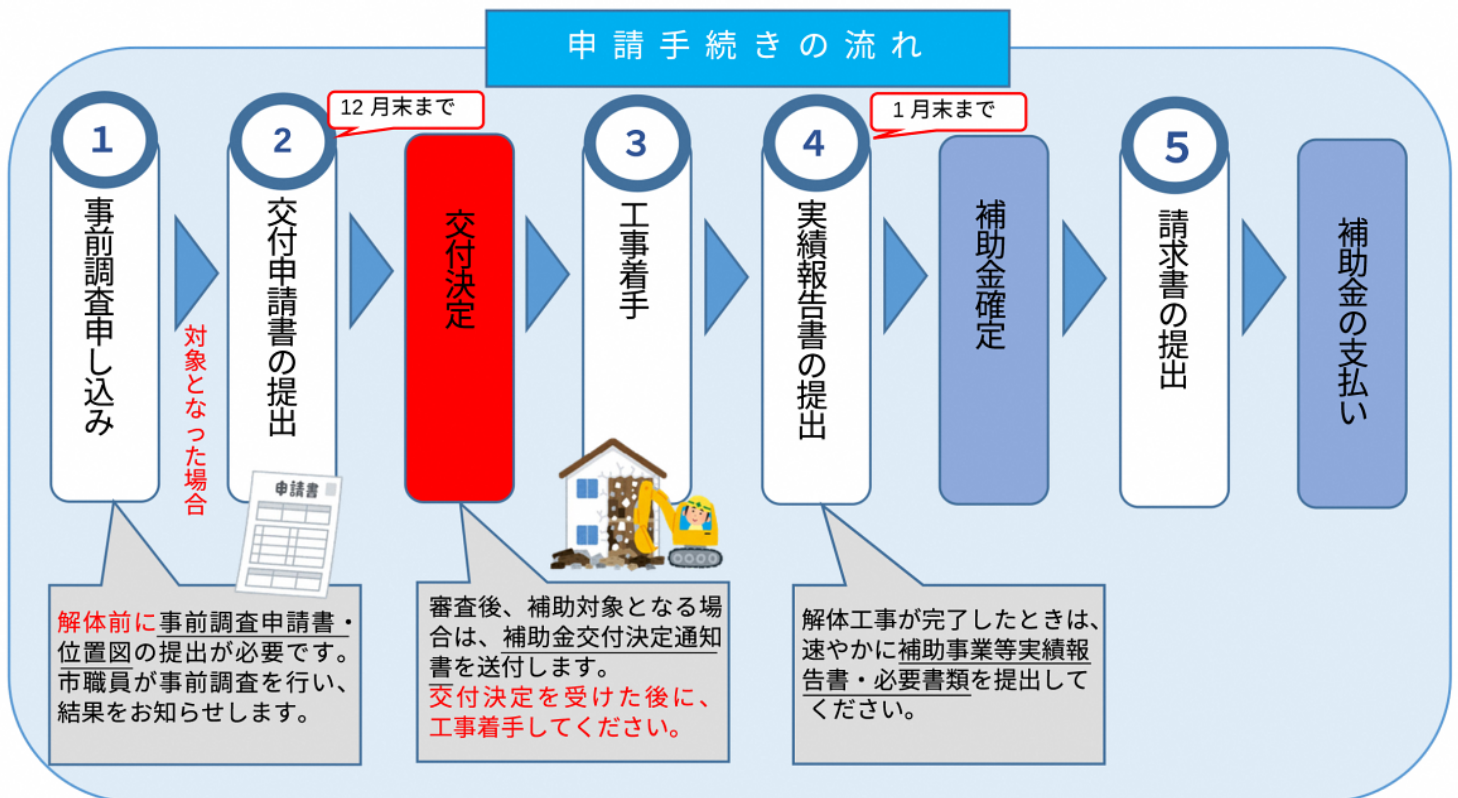
雲南市防災計画において避難路に指定される道路や通学路などに面した建築物で、不良住宅と判定された空き家（危険空き家）の解体工事費用の一部を助成します。

| | |
|----------------------|---|
| 対象者 | ①空き家の所有者または相続人 ②土地の所有者で①から同意を得られている方 |
| 対象 (右記の全てを満たす建築物) | <input type="checkbox"/> 個人所有で、おおむね1年以上利用されていないもの <input type="checkbox"/> 主に居住の用に供される建築物で、主たる構造が木造 <input type="checkbox"/> 市が行う事前調査で「 不良住宅 」と判定した住宅※ ₁ <input type="checkbox"/> 建物の倒壊により雲南市防災計画において 避難路に指定される道路や通学路などに影響を及ぼす恐れのあるもの <input type="checkbox"/> 軒の高さが、建築物と道路の境界線までの距離を超えているもの※ ₂ |
| 対象経費 | 除却工事費の10分の8 |
| 補助金額 | 補助対象経費の2分の1（ただし上限100万円） |
| その他条件 | <input type="checkbox"/> 補助対象建築物および付帯する工作物を全て除却する工事 <input type="checkbox"/> 県内 に事務所、事業所を有する法人または個人事業者が請け負う工事 |

※1）事前調査の申請が必要です。解体前の建築物に限られます。

※2）雲南市立地適正化計画の居住誘導区域内においては、軒の高さが建築物と隣地の境界線までの距離を超えるものも対象となります。

申請手続きの流れ



【お問合せ先】

建設部 空き家対策室

鳥根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1066

Fax : 0854-40-1069

Mail : toshikeikaku@city.unnan.shimane.jp



HPはこちら

R8年度 住宅の除却に係る住宅用地の固定資産税減免制度

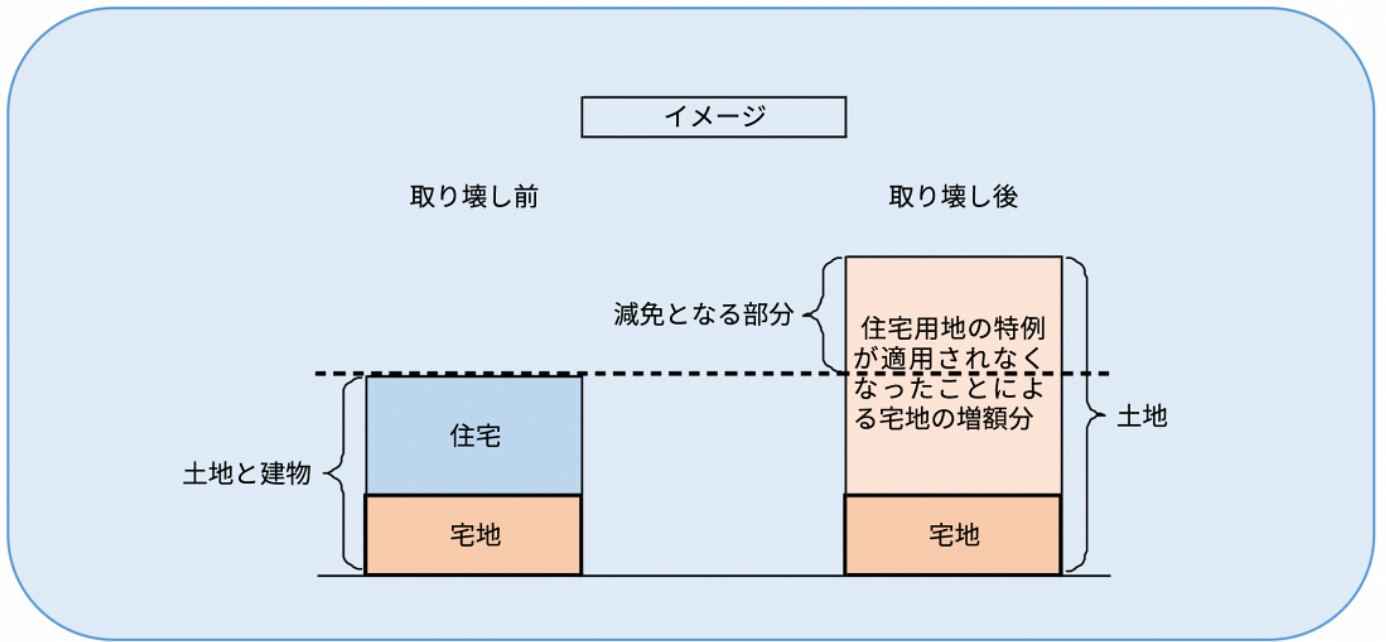
固定資産税では、住宅の敷地となる土地についてはその住宅が立っている間、住宅用地に対する課税標準の特例（※）が適用され負担が軽減されます。

住宅を取り壊した場合は、翌年度から原則としてこの特例は適用されなくなりますが、この際に取り壊し前と比較して支払う固定資産税が高くなる場合があります、このことが空き家などの取り壊しについて所有者がためらう原因の一つになっていると言われています。

このことから雲南市では、住宅の取り壊しによる税負担の増加を一定期間抑えることで、取り壊しの一助とすることを目的に、令和7年4月1日から新たな減免制度を設けました。

※) 住宅の建っている土地（宅地）については課税標準を1/6（200㎡まで。宅地の面積が200㎡を超える場合、その超過した部分は1/3）とするもの。住宅を除却した場合は原則翌年度から解除されます。

| | |
|------------|---|
| 減免される額 | 取り壊す住宅とその敷地にかかる固定資産税額の合計と、取り壊しによって特例が適用されなくなった場合の敷地の固定資産税額の差額（ただし100円未満の端数については切り捨て）。 |
| 減免の対象および期間 | <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に住宅を取り壊した場合は令和8年度から令和10年度課税分 ② 令和8年1月2日から令和9年1月1日の間に住宅を取り壊した場合は令和9年度から令和11年度課税分 ③ 令和9年1月2日から令和10年1月1日の間に住宅を取り壊した場合は令和10年度から令和12年度課税分 |
| 減免条件 | <p>減免を受けるには、以下の条件をすべて満たしている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅を取り壊した時点で、取り壊した住宅と、その敷地だった土地の所有者（納税義務者）が同じであること ② 減免する年度の賦課期日（1月1日）時点で、取り壊した住宅の敷地だった土地の所有者（納税義務者）が、取り壊し時から変わっていないこと（所有者が亡くなり、相続人が所有者となった場合は除く） ③ 減免する年度の賦課期日（1月1日）時点で、取り壊した住宅の敷地だった土地に他の家屋が残っていたり新たに建ておらず、宅地以外の用途に転用もされていないこと ④ 取り壊した住宅が、空き家特措法に基づく勧告を受けたものでないこと |
| 申請の時期 | <p>減免の申請については、減免を受ける年度（例：令和8年中に住宅を取り壊した場合、令和9年4月）になってからの受付となります。</p> <p>これより前に申請することは出来ませんのでご注意ください。</p> |
| その他 | <p>取り壊した後の固定資産税の額がどうなるか試算して欲しいなど、この減免に関することについてはお気軽に税務課（固定資産税グループ）までお問い合わせください。</p> |



- ※1) 特例がなくなっても、取り壊した後の方が、固定資産税が安くなる場合は減免されません。
- ※2) 固定資産税の納付額は地価の上昇や下落、資産の取得・処分等に伴う異動によっても増減しますので、必ずしも取り壊した年度と同額になるように減免するものではありません。

【お問合せ先】

市民環境部 税務課

島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1034

Fax : 0854-40-1125

Mail : zeimu@city.unnan.shimane.jp



HPIはこちら

- 固定資産税に関する概要とその他の情報はこちらから



雲南市にある住んでいない・使っていない物件を

空き家バンク

に登録しませんか？

売りたい 貸したい

空き家所有者

登録の流れ

① 仲介依頼

仲介業者に依頼をお願いします

② 登録申込

うなん暮らし推進課まで書類を提出してください

③ 現地調査

雲南市と仲介業者が連携しておこないます

④ WEB掲載

登録物件はWEBサイト「ほっこり雲南」で情報公開されます

仲介・契約

雲南不動産
協力会
(仲介業者)

① 仲介依頼

お問合せ

連携

③ 現地調査

雲南市
空き家バンク

② 登録申込

④ WEB掲載

情報提供

買いたい 借りたい

空き家利用希望者

相談

物件内覧

物件についてのご相談や現地案内は仲介業者が対応します。

物件情報の 閲覧

「ほっこり雲南」で物件情報を閲覧できます

ご不明なことはお気軽に
うなん暮らし推進課まで
ご連絡ください！



ほっこり雲南で
空き家情報を見る



空き家バンク
について見る



申請書類のダウンロードも
こちらからできます

※空き家バンクとは、空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された物件情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に情報提供するための制度です。

※空き家バンク登録後も、所有者が建物を管理しなければなりません。市や仲介業者が管理するものではありません。良好な建物を保つためには、定期的な点検と補修が必要です。

【問合せ先】

雲南市役所 うなん暮らし推進課
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1

TEL:0854-40-1014

FAX:0854-40-1029

unnangurashi@city.unnan.shimane.jp

雲南不動産協力会 加盟業者一覧

2026年3月2日現在

| NO. | 会社名 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|-----|-------------------------|--------------|---------------|--------------|
| 1 | 有限会社 不二興産 | 大東町飯田131-1 | 0854-43-8065 | 0854-43-8067 |
| 2 | 株式会社 ポレポレ.ライフプラン不動産部 | 大東町下佐世693-1 | 0854-43-5675 | 0854-43-5676 |
| 3 | ひまわりCP | 加茂町東谷584-1 | 080-5751-5096 | 0854-49-7469 |
| 4 | 株式会社 陶山建設 | 木次町寺領468-3 | 0854-42-0207 | 0854-42-0286 |
| 5 | CRASIO 合同会社 | 木次町寺領732-2 | 0854-42-2787 | 0854-42-3681 |
| 6 | 株式会社 スヤマ産業 | 木次町東日登181-1 | 0854-42-0001 | 0854-42-0090 |
| 7 | 有限会社 エス三産業 | 木次町西日登104 | 0854-42-1246 | 0854-42-1268 |
| 8 | 有限会社 松原産業 | 木次町木次94-1 | 0854-42-2888 | 0854-42-0732 |
| 9 | 合同会社 八雲屋 | 木次町木次8-13 | 090-7770-4572 | 0854-42-9081 |
| 10 | 田中工業 株式会社 | 木次町下熊谷1098-8 | 0854-42-0473 | 0854-42-5406 |
| 11 | 幸和建設 株式会社 | 木次町新市176 | 0854-42-0506 | 0854-42-2060 |
| 12 | 株式会社 都間土建 | 三刀屋町給下622-1 | 0854-45-2521 | 0854-45-4920 |
| 13 | 有限会社 英工務店 | 三刀屋町三刀屋24-8 | 0854-45-5755 | 0854-45-5758 |
| 14 | 中澤不動産保証有限会社 | 掛合町掛合2426-3 | 0854-62-1188 | 0854-62-0808 |
| 15 | 有限会社 山根建設 ※新規仲介一時休止中 | 大東町中湯石936-1 | 0854-43-2467 | 0854-43-5592 |

空き家バンクQ&A

空き家バンクに登録するには事前に不動産協力会の加盟業者に
登録希望の方ご自身で仲介依頼が必要です

- Q 空き家バンクに登録するには、部屋をきれいに片づけておかないといけませんか？
- A 片付けていなくても登録できますが、空き家バンクのホームページに室内の写真を掲載しますので、片付けていたほうが家の印象は良いと思います。
空き家バンクに登録する物件の片付けを行う場合に、片付けに要する費用の一部を助成する「空き家片付け補助金」もあります。
- Q 相続や登記の手続きをしていないと、賃貸・売買はできませんか？
- A 相続の手続きが行われていなくても、賃貸は可能ですが、
売買の場合、相続登記が行われていないと売ることはできません。
- Q 農地(田や畑)や山林も持っているが、それも合わせて売買はできますか？
- A 空き家とセットであれば、農地や山林も含めて空き家バンクに登録することができます。
ただし、農地の売買については農地法による一定の制約があります。
- Q 登録した後は、登録内容を変更したり、登録を取り下げたりはできますか？
- A できます。登録事項に変更があったときは登録変更届、登録を抹消しようとするときは、
登録抹消届を提出してください。各届出の様式は市HPからダウンロードも可能です。

R 8年度 空き家片づけ事業補助金



空き家バンクに登録する物件の片づけを行う場合に、片づけに要する費用の一部を助成します。

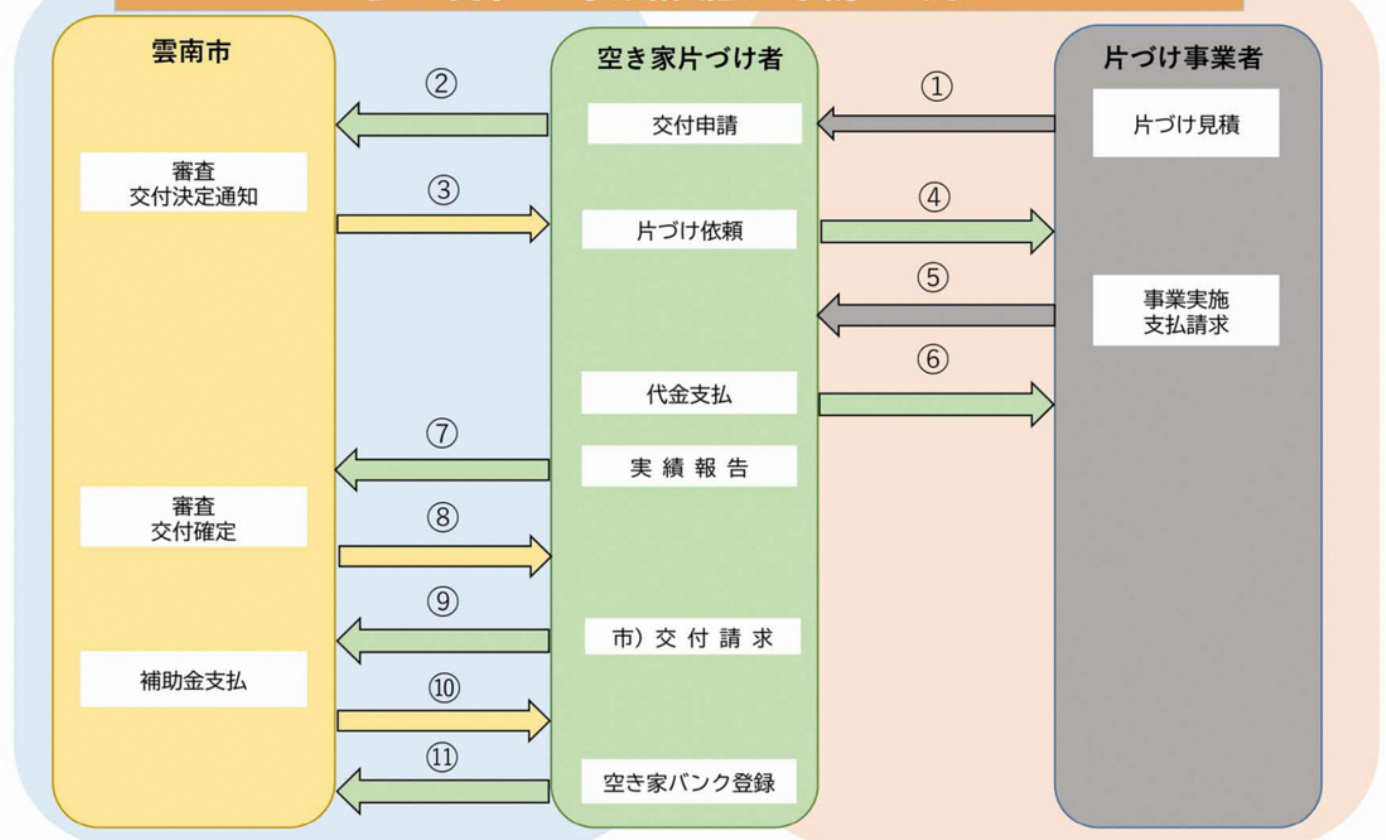
| | |
|------------------|---|
| 対象者 | (1) 空き家所有者等※ ¹ (2) 地域自主組織、自治会等、NPO法人、市長が適当と認める公益性を有する団体（空き家利用希望者のために、空き家を借り受ける場合） |
| 対象経費 | 居住に必要な部分の片づけに要する経費（消費税を除く） ただし、対象経費2万円以上 |
| 対象物件 | 空き家バンク登録前の物件 ただし、令和7年3月31日以前に空き家バンクに登録された物件を含む。 |
| 補助金額 | 上限10万円（対象経費の2分の1以内）※ ² |
| 備考※ ³ | 片づけ後の補助金申請は認めない。 片づけ業者は、市内に事務所、事業所を有する法人、個人に限る。 片づけを実施した物件を補助金交付後、10年未満で取り壊す場合は、補助金返還の場合あり。 |

※1 当該空き家に係る所有権、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者

※2 申込みの受付は先着順とし、期間内であっても年間予算枠に到達した時点で受付を終了します。

※3 上記の他に補助金交付のための条件あり。

空き家片づけ事業補助金の手続きの流れ



【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
島根県雲南市木次町里方521-1

Tel : 0854-40-1014

Fax : 0854-40-1029

Mail : unnangurashi@city.unnan.shimane.jp



HPIはこちら

雲南市に空き家をお持ちの方へ

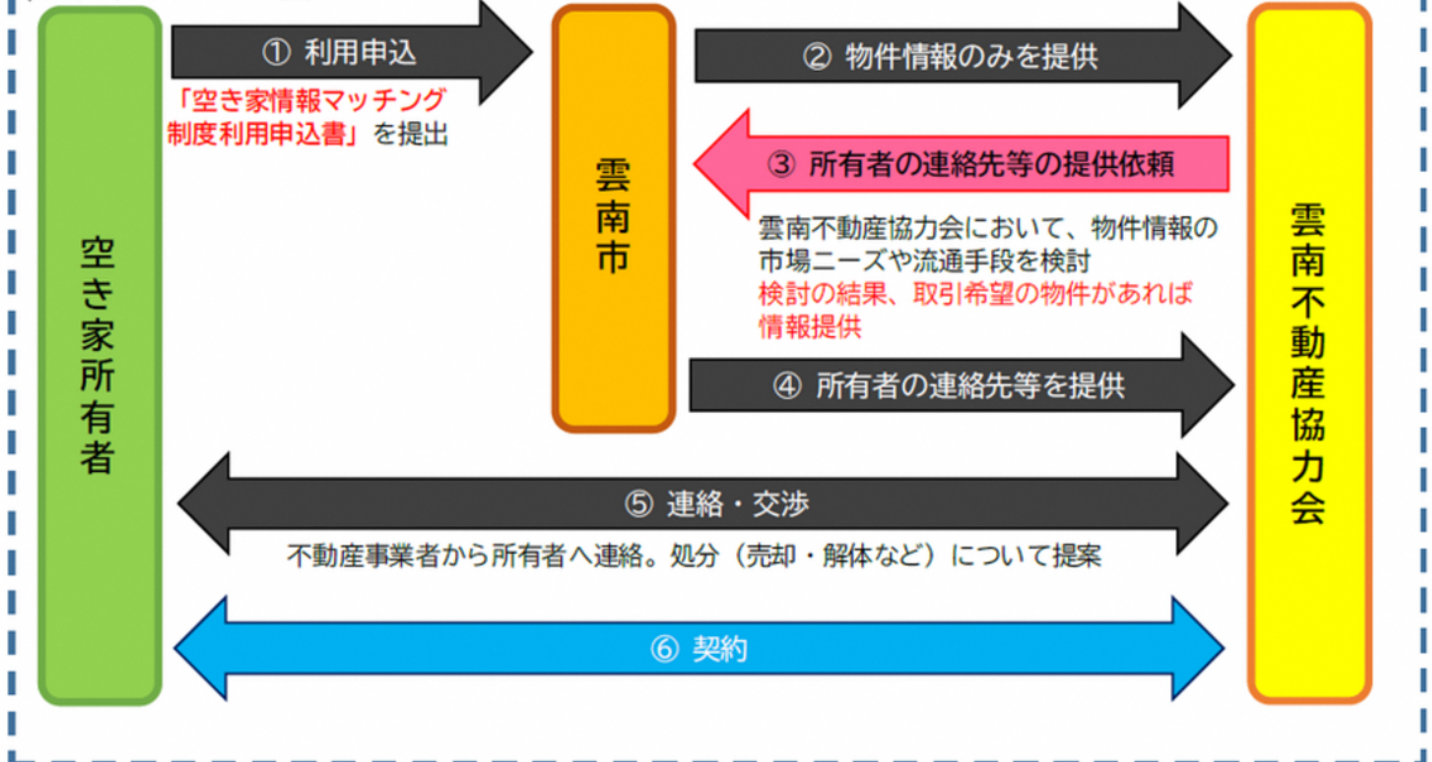
登録費用かかりません

空き家情報マッチング制度 に登録しませんか？

「空き家情報マッチング制度」とは、空き家所有者の処分意向を不動産事業者（雲南不動産協力会）へ伝えることで、空き家処分（売却等）の提案を受ける制度です。



◆事業イメージ図



※この制度により、全ての物件が提案を受けられるものではありません。

※取引開始以降は、所有者と宅建業者との交渉となり、雲南市は一切関与いたしません。

※空き家が譲渡等されるまでは、所有者の責任で管理してください。

【問合せ先】

雲南市役所 建設部 空き家対策室
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1

TEL:0854-40-1066
FAX:0854-40-1069



HPはこちら

R8年度 国・県の住宅関連支援

国や島根県が行っている住宅関連支援事業です。

| | | |
|-------|---|---|
| 名称 | 国交省 住宅関連支援事業 |  |
| URL | https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shienjigyo.html | |
| お問合せ先 | 支援メニューごとに異なる | |
| 備考 | 住宅に関わる複数の支援メニュー | |

| | | |
|-------|---|---|
| 名称 | 国 みらいエコ住宅2026事業 |  |
| URL | https://jutaku-shoene2026.mlit.go.jp | |
| お問合せ先 | 合同お問い合わせ窓口 TEL：0570-081-789 | |
| 備考 | 新築・リフォームの支援 | |

| | | |
|-------|---|--|
| 名称 | 島根県 しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 |  |
| URL | https://www.shimane-bhc.or.jp/topics/support/ | |
| お問合せ先 | 一般財団法人 島根県建築住宅センター TEL：0852-33-7268 | |
| 備考 | 雲南市の上乗せ補助についてはうんなん暮らし推進課までTel：0854-40-1014 | |

| | | |
|-------|---|---|
| 名称 | 島根県 県産木材建築利用促進事業 |  |
| URL | https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mokuzai/kensanmokuzaiken/tikuriyousokusinzigyo.html | |
| お問合せ先 | 一般財団法人 島根県木材協会 TEL：0852-21-3852 | |
| 備考 | 住宅：新築、増改築に対する支援 非住宅：新築、設計監理に対する支援 JAS材、内装材等の使用に対する支援 | |



市HPIはこちら

掲載している国や県の補助金は、現在把握している情報の一部です。
新たな情報が入り次第、市のHPでも、順次紹介しますが、最新の情報については
国や県の公式サイト等も併せてご確認ください。

【制度全般のお問合せ先】

Tel：0854-40-1065

建設部 建築住宅課

Fax：0854-40-1069

島根県雲南市木次町里方521-1

Mail：kenchikushidou@city.unnan.shimane.jp